

こども計画策定に向けたアンケート調査票 解説

こども基本法で定められた「**こども大綱**」が、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定されました。
こども大綱に基づき、市町村は「市町村**こども計画**」を定めるよう努めるものとしてされています。
湖西市では、こども計画策定に向け、市の実態を調査するため、5 種類のアンケートを実施します。

湖西市のこども計画は、「こども大綱」に加え、次期「子ども・子育て支援事業計画」を包含したものとして策定するため、それぞれの目的に沿ったアンケートを対象ごと計 5 種類に分け、以下のように実施します。

	国の方針	調査対象	調査内容
こども計画	子ども・子育て支援事業計画	①就学前児童の保護者	・幼稚園、保育園、こども園等教育・保育の事業の需要量 ・地域子育て支援拠点事業（のびりん事業など）の需要量 ・放課後児童クラブや一時預かり事業の需要量 ・保護者の就業状況に関すること ・育児休業や短時間勤務制度の取得状況に関すること ・子育てに関する市の施策等について
		②小学生児童の保護者	
	こども大綱	③こども（小学 5 年生・中学 2 年生）	・こどもの貧困に関すること ・こどもの居場所に関すること ・ヤングケアラーに関すること（③、⑤） ・ひきこもりに関すること（⑤） ・将来のことや働くことについて ・子育てに関する市の施策等について
		④保護者（③の保護者）	
		⑤若者（高校生～34 歳）	

【子ども・子育て支援事業計画に基づく調査】

国が示す設問を使用し、調査結果の数値を国の算出手引きに基づいて計算し、地域の実態を加味した上で、各種需要量（見込み量）を導き出します。

導き出した需要量（見込み量）に基づく各種事業の提供体制（方針）については、子ども・子育て支援法に基づき、湖西市子ども・子育て会議でお諮りしたうえで決定します。

【こども大綱に基づく調査】

令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども大綱」に示された、こども施策の基本的な方針や重要事項等、目標数値について、湖西市の実態を把握するための調査です。

これまで国が実施してきた、貧困に関する調査、子ども・若者の意識と生活に関する調査、ヤングケアラーの実態調査などの設問を部分的に採用して、国の調査結果と比較しながら、湖西市の現状を把握します。

【共通】

各調査の対象者にあわせ、こども・若者本人や子育て当事者がもつ悩みや、市に求めることなどを設問に加え、ニーズを分析してこども計画への反映を検討します。

用語解説

こども基本法

次代の社会を担う全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策の基本となる事項を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とする法律。
※こども基本法における「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢で区切られていません。

こども施策

次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策。

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

こども大綱

こども基本法により、こども施策を総合的に推進するために政府が定めるもので、次の事項を含むもの。

- 1 こども施策に関する基本的な方針
- 2 こども施策に関する重要事項
- 3 上に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

こども計画

こども基本法に、都道府県や市町村がこども大綱を勘案して策定に努めるとされている、こども施策についての計画。

子ども・子育て支援事業計画

教育・保育（幼稚園、保育園等）及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ等）の提供体制に関する計画で、子ども・子育て支援法に基づき、5年を周期として策定するもの。

湖西市では令和6年度までを計画期間とする「第2期湖西市子ども・子育て支援事業計画」を運用中で、令和7年度からの次期計画は「湖西市こども計画」として一体的に策定する予定。